政府広報室

- 政府の重要施策に関する情報を国民に提供しその理解を求めるとともに、国民生活に不可欠な情報を提供するため、各省庁と連携した戦略的な広報を展開しています。
- 我が国の基本的立場や施策に関する理解の浸透を図るため、海外への発信を実施しています。
- 国民の意識や政府の重要施策に関する意見・要望を的確に把握するため、世論調査を実施しています。

参事官（総括担当）

参事官（広報第１担当）

参事官（広報第２担当）

参事官（世論調査・海外広報・広聴担当）

政府広報

■ 国内広報の例

テレビ CM やインターネット広告で展開した動画広告

新聞やテレビ、ラジオ、インターネットなどの各種媒体を活用するとともに、政府広報室が運営する公式のウェブサイトである政府広報オンラインなどを通じて、広報を実施しています。

政府広報オンライン
https://www.gov-online.go.jp/

■ 国際広報の例

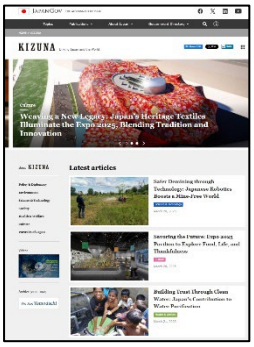

「KIZUNA」（Web 版）（左）
「HIGHLIGHTING Japan」（2025 年春の特別号）（右）

広報誌の作成のほか、公式英語 HP/SNS による発信、オウンド動画の制作、国際メディアを活用した広報等を実施しています。

政府公式国際広報サイト JAPANGOV（英語）
https://www.japan.go.jp/

■ 世論調査の例

「社会全体における男女の地位の平等感」

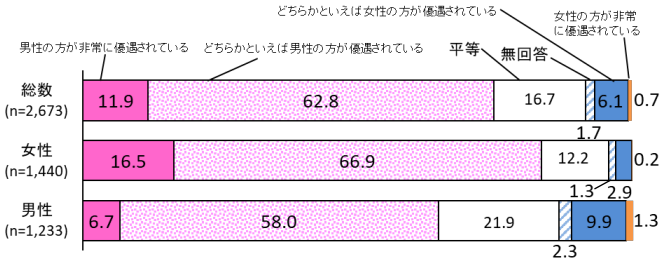

（出典）男女共同参画社会に関する世論調査
（令和６年９月調査）
世論調査　https://survey.gov-online.go.jp/

賞勲局

栄典制度の調査、研究、企画業務のほか、春秋叙勲等における勲章等の授与の審査などの栄典に関する事務を行っています。

総務課

審査官

栄典制度とは

栄典（勲章及び褒章）は、国家又は公共に対し功労のある方、社会の各分野における優れた行いのある方などを表彰するものです。我が国の栄典制度は、明治初期に創設されました。栄典の授与は、日本国憲法に規定された、内閣の助言と承認による天皇の国事行為です。

勲章は、国賓等の来日時に相互に交換されるなど、国際親善の役割を果たしています。社会経済の変化に対応しながら制度を運用しています（平成 28 年「栄典授与の中期重点方針」を策定）。

大綬章勲章親授式（宮中：正殿松の間）（出典 宮内庁）

文化勲章受章者

一般推薦制度とは

春秋叙勲の候補者としてふさわしい方を一般の方々が推薦できる「一般推薦制度」が平成 15 年から実施されています。この制度は、人目に付きにくい分野において真に功労のある方や多数の分野で活躍し功労のある方などを春秋叙勲の候補者として把握するためのものです。

栄典の種類及びその概要

	種　　類		授 与 対 象
勲章	大勲位菊花章頸飾 大勲位菊花大綬章		旭日大綬章又は瑞宝大綬章を授与されるべき功労より優れた功労のある方
	桐花大綬章		
	旭日大綬章	瑞宝大綬章	国家又は公共に対し功労のある方 旭日章 功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた方 瑞宝章 公務等に長年にわたり従事し、成績を挙げた方
	旭日重光章	瑞宝重光章	
	旭日中綬章	瑞宝中綬章	
	旭日小綬章	瑞宝小綬章	
	旭日双光章	瑞宝双光章	
	旭日単光章	瑞宝単光章	
	文化勲章		文化の発達に関し特に顕著な功績のある方
褒章	紅綬褒章		自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した方
	緑綬褒章		長年にわたり社会に奉仕する活動（ボランティア活動）に従事し、顕著な実績を挙げた方
	黄綬褒章		農業、商業、工業等の業務に精励し、他の模範となるような技術や事績を有する方
	紫綬褒章		科学技術分野における発明・発見や、学術及びスポーツ・芸術文化分野における優れた業績を挙げた方
	藍綬褒章		・会社経営、各種団体での活動等を通じて、産業の振興、社会福祉の増進等に優れた業績を挙げた方 ・国や地方公共団体から依頼されて行われる公共の事務（保護司、民生・児童委員、調停委員等の事務）に尽力された方
	紺綬褒章		公益のため私財を寄附した方

● 勲章

(1)春秋叙勲

毎年２回、春は４月 29 日付けで、秋は 11 月３日付けで授与されています。70 歳以上の功労のある方（人目に付きにくい分野等においては 55 歳以上の方）が対象です。

(2)危険業務従事者叙勲

春秋叙勲とは別に、警察官、自衛官など著しく危険性の高い業務に精励した者に対する叙勲です。春秋叙勲と同じく、毎年４月 29 日及び 11 月３日付けで授与されます。

(3)高齢者叙勲

毎月１回、春秋叙勲によって勲章を授与されていない、年齢 88 歳に達した功労のある方へ授与されます。

(4)死亡叙勲

勲章の授与の対象となるべき者が死亡した場合には、春秋叙勲とは別に随時勲章を授与しています。

(5)外国人叙勲

外国人叙勲は、国賓等の来日や駐日外交官の離任に際して実施する儀礼的色彩の濃い叙勲と、我が国との友好の増進等について顕著な功労のあった外国人に対して実施する叙勲とに分けられます。

● 文化勲章

毎年 11 月３日の文化の日に、文化の発達に関して顕著な功績のあった者に対して授与されます。

● 褒章

(1)春秋褒章

優れた事績のある方又は団体を対象に、春は４月 29 日に、秋は 11 月３日に、春秋叙勲と同日付けで授与されます。

(2)紺綬褒章

毎月１回、公益のために私財（500 万円以上）を寄附した者を対象に授与されます。

大勲位菊花章頸飾

大勲位菊花大綬章

桐花大綬章

旭日大綬章

瑞宝大綬章

文化勲章

紅綬褒章

独立公文書管理監、情報保全監察室

特定秘密の指定など特定秘密保護法の運用の適正を確保するため、独立した公正な立場において、検証・監察を実施しています。

独立公文書管理監の任務・権限

独立公文書管理監は、「特定秘密の保護に関する法律」（平成 25 年法律第 108 号）の適正な運用を確保するために、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、同法の規定に基づき、平成 26 年 12 月に内閣府に設置されました。

独立公文書管理監の任務を達成するための権限は、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）に以下のとおり具体的に定められています。

- 資料提出・説明の求め、実地調査

  必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をする。

- 是正の求め

  行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法令等に従って行われていないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、指定の解除、特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求める。

- 通報の受理・処理

  特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法令等に従って行われていない旨の通報を受理し、必要な調査を行う。

■ 検証・監察の対象となる事項

特定秘密の指定	**(1)特定秘密の指定** 特定秘密の指定が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。
	(2)特定秘密の指定の有効期間の延長 特定秘密の指定の有効期間の延長が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。
	(3)特定秘密の指定の解除 特定秘密の指定の解除が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。
	(4)特定秘密の記録、その表示・通知 特定秘密を記録する文書等の内容が、指定された情報の内容と整合しているか。 特定秘密の表示が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。 表示の措置が困難である場合に、取扱者への通知が特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。
特定行政文書ファイル等の管理	**(1)特定行政文書ファイル等の保存** 特定行政文書ファイル等が、特定秘密保護法等に従って適正に保存されているか。
	(2)特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置 特定行政文書ファイル等について、保存期間満了時の措置が、特定秘密保護法等に従って適正に定められているか。
	(3)特定行政文書ファイル等にすべきものの存否 特定秘密である情報を記録する保存期間１年未満の行政文書の中に保存期間を１年以上と設定すべきものがないか。

独立公文書管理監等がとった措置については、毎年１回、その概要を内閣総理大臣に報告し、公表します。

※令和７年５月 16 日より、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（令和６年法律第 27 号）・「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和７年１月 31 日閣議決定）の規定に基づく検証・監察を行う予定です。

公文書管理課、公文書監察室

行政機関等や公文書館等において、公文書の管理・保存が適切に行われるよう、制度の運用、チェックや情報システムの整備、国立公文書館の監督などを行っています。

公文書等の適切な管理

■　所掌事務について

公文書は、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たし、民主主義の根幹を支える重要なものです。このような公文書等を適切に管理し、その内容を後世に伝えることは国の重要な責務です。

公文書管理課は、公文書管理法を所管し、公文書等の管理に関する基本的な政策の企画・立案・推進に関する事務を担っています。また、歴史的に重要な文書（歴史公文書等）は、国立公文書館に移管され、特定歴史公文書等として永久保存されますが、公文書館に関する制度に関する事務や、歴史公文書等の保存及び利用に関する事務も担っています。

さらに、保存期間が満了した行政文書ファイル等の廃棄同意、行政機関・独立行政法人等における公文書の管理状況のとりまとめ、適正な公文書管理のための研修の推進、文書管理のデジタル化の取組などを行っています。

公文書監察室は、各行政機関の行政文書の管理について、第三者的な立場からチェックを行っています。

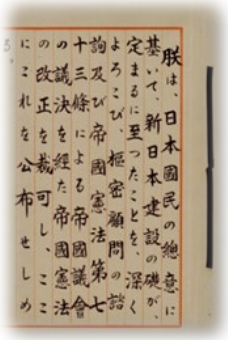

日本国憲法の御署名原本（一部）（左）
令和墨書（原本）（右）
（特定歴史公文書として、国立公文書館で保管）

●　デジタル化への対応

行政文書の作成・管理を電子媒体によることを基本とするなど、デジタル時代に対応した制度の見直しを行うとともに、新たな行政文書管理のシステム整備の取組を進めています。

●　新たな国立公文書館の開館に向けた対応

新たな国立公文書館を 2029 年度末に開館することを目指し、国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ「場」として、国民が利用しやすい施設となるよう整備を進めており、2024 年 3 月には、「新国立公文書館展示基本計画」を決定しました。

内閣府ホームページ（新たな国立公文書館について）
https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/shinkan/shinkan.html

新たな国立公文書館　外観イメージ

再就職等監視委員会事務局

- 再就職等監視委員会は、国家公務員法に基づき、中立・公正の第三者機関として、再就職等規制の遵守状況を監視するとともに、再就職等規制違反行為についての調査を実施しています。
  委員長及び委員は、内閣総理大臣の指揮命令を受けず、自己の判断に従って職務遂行します（職権行使の独立性）。
  ※委員長１名（常勤）　委員４名（非常勤）
- 再就職等監視委員会事務局は、委員会の事務の処理等を行っています。

参事官

再就職等監察官

国家公務員の再就職等規制の枠組み

● 国家公務員の３つの再就職等規制

(1) あっせん規制
現役の国家公務員が、営利企業等に対し、他の国家公務員・ＯＢの再就職を依頼することや、再就職させる目的で国家公務員・ＯＢの情報提供等を行うことは禁止されています。

(2) 求職活動規制
現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、求職活動を行うことは禁止されています。

(3) 元の職場への働きかけ規制
再就職した国家公務員ＯＢが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけを行うことは禁止されています（原則として退職後２年間）。

● 再就職等規制違反の疑いが生じた場合

①まず、任命権者が調査を実施し、②必要があると認めるときは、再就職等監視委員会が任命権者と共同調査を実施し、③特に必要があると認めるときは、再就職等監視委員会が自ら調査を実施できることとなっています。
違反行為が確認された場合、任命権者による懲戒処分等の措置がとられます。

再就職等規制違反の監視・調査

再就職等監視委員会では、内閣人事局及び防衛省から定期的に公表される再就職情報や寄せられた情報等を精査し、再就職の経緯に疑義がある場合や規制違反の疑いがある場合には、再就職した元職員や人事当局、再就職先などに対して個別の調査を行っています。
令和６年度は、再就職等監視委員会を計１３回開催し、再就職等規制違反の疑いのある行為に対する調査結果などに関して議論を行いました。

・違反通報受付窓口
規制違反行為に関する情報を幅広く受け付けています。
https://www5.cao.go.jp/kanshi/jouhou.html

再就職等規制の周知

各府省庁及び民間企業等に対し、再就職等規制の周知を図り、規制違反行為の防止に努めています。

・ 各府省の人事担当者を対象とした説明会や一般職員を対象としたｅラーニング研修を実施

・ 経済団体や業界団体等に対し、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供を呼びかけたほか、企業の人事担当者等の目に留まると考えられる Web サイト（日経電子版等）に規制に関するバナーを掲載

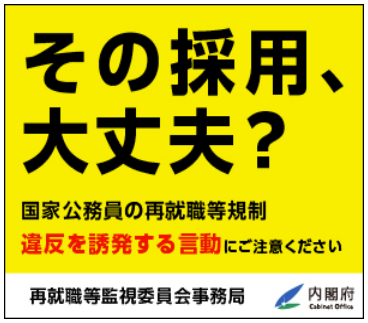

【Web サイトに掲載したバナー例】

・ 再就職等監視委員会ホームページ
https://www5.cao.go.jp/kanshi/

官民人材交流センター

国家公務員の離職後の就職の援助及び官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行っています。

総務課

法令等遵守担当室

国家公務員の離職後の就職の援助

■　求人・求職者情報提供事業（官民ジョブサイト）

人生 100 年時代における人材活用の観点から、国家公務員が培った能力や経験を退職後に社会全体で活かしていくことは有効であることから、公正・透明な再就職の仕組みとして、
(1)企業・団体等の求人情報
(2)国家公務員等のうち45 歳以上の再就職希望者の求職者情報
を収集し、官民ジョブサイトを通じて相互に提供することにより、再就職規制を遵守した自主的な求職活動を支援する事業を実施しています。

■　民間の再就職支援会社を活用した再就職支援

職員の年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るため、国家公務員を対象に早期退職募集制度が導入されており、この制度に応じて退職する者に対して、民間の再就職支援会社を活用した、
(1)キャリアコンサルティング
(2)各種再就職セミナーの開催
(3)定着支援
等の再就職支援を行っています。

■　再就職準備セミナーの開催

中高年齢層の国家公務員が退職後のライフプランやキャリア選択を考えるために必要な民間企業等への再就職や独立起業の事例などに関するセミナーを開催しています。

官民の人材交流の円滑な実施のための支援

■　官民人事交流

官民人事交流法に基づく国の府省等と民間の企業・法人との人事交流を円滑に実施するため、
(1)広報活動
(2)企業等向け説明会の開催
等の支援を行っています。

官民人事交流に関する説明会の様子
※別途、オンラインも開催

＜官民人事交流制度＞
〇交流派遣：国から民間企業等へ
　身分は派遣先企業等の従業員で、任期満了後府省等に復帰（国家公務員の身分も保有）
〇交流採用：民間企業等から国へ
　身分は府省等の職員で、任期満了後交流元企業等に復帰
交流派遣、交流採用とも期間は３年以内（最長５年）

■官民人材交流センターホームページ
https://www8.cao.go.jp/jinzai/